

## 千葉県国土利用計画(第4次)の骨子(案)

前文(計画の位置づけと役割(目標年次 平成29年))

### 1 計画策定の背景

#### (1) 経済社会状況の変化

- ①人口減少時代・少子高齢社会の到来
- ②経済の安定成長、グローバル化・情報化の進展
- ③環境問題の複雑多様化
- ④安全・安心な暮らしの確保の必要性
- ⑤自然環境・良好な景観への意識の高まり
- ⑥地方分権・住民参加の進展、市民活動の活発化
- ⑦厳しい県財政

#### (2) 土地利用の動向等

- ①農地・森林から宅地等への土地利用転換の減少
- ②県土の質的向上・有効利用の重要性の高まり

#### (3) 県土利用をめぐる諸課題

自然環境の減少・劣化。産業廃棄物の不法投棄。山砂採取後の景観。  
耕作放棄地・荒廃森林の増加。都市部の低未利用地 等

### 2 基本理念(目指すべき県土利用の姿)

- (1) 県民一人ひとりが、豊かさを実感し愛着を持つことのできる県土利用
- (2) 地域が個性や特色を生かしながら、持続的に発展していくことのできる  
県土利用

### **3 県土利用の基本方針**

#### **(1) 多様な主体との連携・協働による県土利用**

##### **①新たな公による地域づくり**

県民・NPO等、多様な主体の地域づくりへの参画（地域・住民ニーズに即した課題の発掘や政策立案段階からの連携・協働、地域の課題解決力の強化）等

##### **②市町村との連携**

自己決定権の拡大・自立強化の支援。連携・協働した取組の推進 等

#### **(2) 土地需要の量的調整**

土地需要の全体の増勢は鈍化。一部の新たな人口集積地域等においては良好な市街地形成。森林・農地と宅地間の土地利用転換は慎重な配慮のもと計画的に実施

#### **(3) 県土の質的向上・有効利用**

##### **①環境への負荷が少ない循環型社会の構築**

- ・ 資源循環型社会システムの構築
- ・ 大気・水・地質環境における健全な物質循環の確保
- ・ 地球温暖化への対策
- ・ 森林・農地の保全・有効利用 等

##### **②安全で安心できる暮らしの確保**

- ・ 自然災害に強い県土の形成。自助・共助の意識・取組の促進
- ・ 良好な大気・水質、良質な土壌の確保
- ・ 安全・安心な「千葉ブランド」の確立 等

##### **③良好な景観の形成**

- ・ 本県の多様で個性あふれる景観の保全・形成の促進
- ・ 景観づくりの主体となる市町村への支援・県民参画の促進 等

##### **④人と自然との共生**

- ・ 生物多様性の保全・再生
- ・ 残された自然環境の保全。失われた自然の再生

- ・ 里山の保全・整備・活用
- ・ 市街地における自然環境の保全・緑化推進。集約型都市構造への転換等

### ⑤地域の多様性・魅力を生かした活力の創出

- ・ 個性・特色ある地域資源を生かした農林水産業・商工業・観光業等の地域産業の振興
- ・ 交通ネットワークの整備・活用による交流の活発化、地域の活性化
- ・ 時代の変化に対応した、活力あるまちづくり・地域づくりの促進 等

### ⑥世界に開かれた県土利用

- ・ 成田、柏、幕張、かずさ等、国際拠点の整備・機能強化
- ・ 外資系企業の誘致・投資促進。農林水産物の海外市場開拓
- ・ 国際観光の振興 等

## (4) 県土利用の総合的なマネジメント

- ①土地利用に関する個別規制法等の適切な運用
- ②多様な主体との連携・協働による各種施策の展開

## 4 県土の利用区分別の基本的な方向

### (1) 農用地

農業生産性の向上。農業経営基盤の強化。耕作放棄地の活用促進と発生の防止。無秩序な農地転用の抑制。多面的機能の発揮。保全・管理への多様な主体の参加 等

### (2) 森林

保全・整備・利用の促進。森林づくりや里山の保全・整備・活用への多様な主体の参加 等

### (3) 原野

貴重な自然環境の保全。原野化した耕作放棄地の地域の実情に即した利活用の検討 等

### (4) 水面・河川・水路

水質の浄化。安全・安心な生活確保に向けた整備 等

### (5) 道路

ネットワークの形成に向けた体系的な整備 等

## (6) 宅地

### ①住宅地

新規開発型から既成市街地再生の重視。良好な住環境の整備 等

### ②工業用地

企業ニーズに対応し、地域特性に応じて環境・景観に配慮した整備、分譲  
等

### ③その他の宅地

中心市街地の活性化。国際研究開発拠点地域への研究機関等の誘致 等

## (7) その他区分

### ①公園・緑地

都市部における公園・緑地の整備・保全 等

### ②低未利用地

有効利用の促進 等

### ③沿岸域

長期的視点に立った総合的秩序ある利用の促進 等

## (8) 県土利用区分横断的な課題

### ①持続可能なまちづくり

集約型都市構造への転換。地域の維持管理(エリアマネジメント) の検討  
等

### ②環境

廃棄物に係る諸課題を解決するための総合的施策の検討。建設発生土の有  
効利用・処理のあり方の検討。土砂採取後の緑地再生 等

## 5 県土利用区分ごとの規模の目標

現在検討中

## 6 地域別に目指す方向性

### (1) 東葛飾ゾーン

### (2) 湾岸ゾーン

### (3) 北総ゾーン

### (4) 千葉東部ゾーン

### (5) かずさ・臨海ゾーン

### (6) 南房総ゾーン

内容につき、現在検討中

## 7 計画を推進するための措置と推進体制

### (1) 計画を実現するための措置

#### ①国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、森林法等、土地利用関係法令の適切な運用

#### ②環境への負荷が少ない循環型社会の構築

資源循環型社会づくり計画、廃棄物処理計画、湖沼水質保全計画、自動車交通公害防止計画、地球温暖化防止計画、各種条例等に基づき、多様な主体と連携した取組 等

#### ③安全で安心できる暮らしの確保

千葉県地域防災計画に基づく関係機関の連携・協働した取組。自助・共助の力を高めるための施策。良好な大気・水・地質の確保に向けた総合的・計画的な施策の推進。「ちばエコ農産物」等の生産・供給の拡大 等

#### ④良好な景観の形成

景観条例に基づく広域景観計画・公共事業景観形成指針の策定。良好な景観形成に向けた市町村への支援・県民参画の促進 等

#### ⑤人と自然との共生

生物多様性ちば県戦略に基づく施策の推進。三番瀬再生計画に基づく自然の再生。里山基本計画に基づく里山の保全・整備・活用。集約型都市構造への転換 等

#### ⑥地域の多様性・魅力を生かした活力の創出

千葉新産業振興戦略、ちば中小企業元気戦略、(仮称)農業・農村づくり計画等に基づく商工業・観光業・農林水産業の振興。成田国際空港・千葉港等を含む交通ネットワークの整備。中心市街地の活性化。コンパクトなまちづくり。地域の個性・特色を生かした地域づくり 等

#### ⑦世界に開かれた県土利用

成田、幕張、柏、かずさの国際拠点機能の充実強化。外資系企業や外国人観光客の誘致推進。農林水産物の海外市場開拓 等

## ⑧土地利用転換の適正化

自然環境・景観への配慮。農用地・森林の保全の重視。大規模な土地利用転換に係る十分な事前調査や地域計画との整合性の確保 等

## ⑨土地の有効利用の促進

### ア 農用地

経営の大規模化・効率化等、経営基盤の強化。「千葉県型集落営農」の展開。農業への就労支援。農地の保全・利活用に対する多様な主体による取組への支援 等

### イ 森林

多様な機能に応じた森林の整備と利用の促進。森林所有者・企業・NPO等による整備への支援。林地開発許可制度の適切な運用に係る条例の検討。里山の保全・整備・利活用への多様な主体と連携した取組の拡充等

### ウ 原野

地域の実情に即し、その一部の森林や農用地等への転換 等

### エ 水面・河川・水路

水資源の確保。印旛沼・手賀沼の水質浄化。水害防止に向けた河川整備。自然環境に配慮した整備 等

### オ 道路

広域幹線道路網、国・県道等の体系的整備。市街地における道路の整備。良好な景観・環境、安全性等への配慮。地域の実状に応じた効果的・効率的な整備 等

### カ 宅地

#### (ア)住宅地

土地の高度利用化・低未利用地の有効利用。都市計画法に基づく各種制度等の活用。オープンスペースの確保。県民が適切な住宅や住宅地を安心して選択できる市場環境の整備 等

### **(イ)工業用地**

既存用地の有効利用の促進。企業ニーズに対応し、地域特性に応じて環境・景観へ配慮した用地の整備、分譲 等

### **(ウ)その他宅地**

まちづくりと一体となった商店街の活性化。大型店との共生。研究機関の誘致 等

## **キ その他**

### **(ア)公園・緑地**

都市公園の整備。緑地協定の締結、緑化地域・近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区の指定の促進 等

### **(イ)低未利用地**

耕作放棄地の農用地又は自然としての活用。都市の低未利用地の市街地再開発事業等による計画的活用や有効利用の検討 等

### **(ウ)沿岸域**

地域の特色に応じた漁業、海上交通、レクリエーションの場等としての利用、整備。三番瀬再生計画に基づく再生事業の推進 等

## **⑩県土利用区分横断的な課題**

### **ア 持続可能なまちづくり**

誰もが暮らしやすいコンパクトで持続可能なまちづくりの検討。地域の課題解決に向けた県民・NPO・市町村等との連携した取組 等

### **イ 環境**

廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化及び適正処理の促進。処理施設の立地の適正化の検討。不法投棄の未然防止に向けた監視・取締りの強化等

建設発生土の発生抑制・再利用の促進。指導・監視の強化。秩序ある県土利用の見地からの処理のあり方の検討 等

土砂採取地における森林の再生や整備に向けた取組。採取跡地における森林の再生・整備技術等の指針の検討 等

## **(2) 推進体制**

### **①市町村との連携**

計画に対する理解を得て、その基本構想等の共有を図り、適切な役割分担のもと、相互の部署間・部局間の緊密な連携を図る。

### **②県民・NPO・事業者・国等、多様な主体との連携・協働**

地域における県土利用の主体である多様な主体の皆さんの計画への関心・理解を得られるよう周知に努め、積極的・主体的な参画に向けた仕組みづくり、支援の実施等、環境の整備を行う。

## **(3) 県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入**

### **①県土利用のモニタリング制度**

県土利用の状況や開発動向等に関する各種データを定期的・継続的に調査・把握し、公開する。また、県民や審議会の意見も聴きながら、調査結果を踏まえ、課題の検討、施策の進捗状況・効果の検証を行い、施策の改善・見直しを図る。

### **②計画評価制度**

県民や審議会の意見も聴きながら、計画策定から概ね5年後に計画の総合的な検討・評価を行う。